

岐阜県公報

目次

条例

例 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条

(農地整備課)

ページ
一

号外(一) 令和二年三月十三日

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 一 ため池の防災対策を推進するため、次のとおり規定の整備を行うこととした。
(第四条関係)
 - 1 豪雨対策として行うため池等整備事業に係る分担金の額を定めることとした。
 - 2 耐震対策として行うため池等整備事業の分担金の額を引き下げることとした。
 - 二 国営土地改良事業に係る地元負担金の額の特例として、土地改良施設突発事故復旧事業として行う国営土地改良事業に係る地元負担金の額を定めることとした。
(付則第二〇項関係)
 - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 四 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令和二年三月十三日

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表ため池等整備事業の部ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業の項を次のように改める。

ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業	大規模	百分の二十 ただし、利活用保全整備については百分の二十五、特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十
	小規模	百分の二十五 ただし、特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十

第四条第一項の表ため池等整備事業の部地域ため池総合整備事業の項中

特別耐震対策	百分の十 ただし、堤高十五メートル以上のため池にあつては、百分の五
大規模	百分の二十 ただし、農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五
小規模	百分の二十五

を

ただし、農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五

大規模（農業の生産条件が不利な地域を除く。）	百分の二十 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十
小規模（農業の生産条件が不利な地域を除く。）	百分の二十五 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十
農業の生産条件が不利な地域	百分の十五 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十

改める。

第四条第一項の表ため池等整備事業の部農村地域防災減災事業（整備事業に限る。）の項を次のように改める。

農村地域防災減災事業（整備事業に限る。）	大規模（中山間地域を除く。）	百分の二十 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十
	小規模（中山間地域を除く。）	百分の二十五

に

	間地域を除く)	ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五
中山間地域		百分の十五 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十

第四条第一項の表ため池等整備事業の部震災対策農業水利施設整備事業（耐震対策工事に限る。）の項を削る。

第五条第一項中「十五年（農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧）を「十七年（政令第五十二條第一項第一号の二及び第五号に掲げる事業）」に、「十七年」を「十五年」に、「三年（農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧）」を「二年（同項第一号の二及び第五号に掲げる事業）」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「前項の二の下に「場合における」を加え、「年五分」を「政令第五十三條第二項の農林水産大臣の定める率」に改め、同条第三項中「の規定による」を「に規定する」に、「年の翌年」を「年度の翌年度の初日」に改め、同項ただし書中「かかる」を「係る」に、「すべて」を「全て」に、「年以後において」を「年度の翌年度以後の年度で」に、「指定した年」を「指定した年度の初日」に改める。

付則に次の一項を加える。

20 土地改良施設突発事故復旧事業として行う国営土地改良事業に係る負担金に限り、第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の五十」とあるのは、「十分の一」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年三月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社